

URP15-03

# IAJapan 認定シンボルの使用及び 認定の主張等に関する方針

(第3版)(案)

平成 30 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター

## 目 次

1. 目的 .....	3
2. 適用範囲 .....	3
3. 引用規格、規程等 .....	3
4. 用語の説明 .....	4
5. 認定シンボルについて .....	5
6. 認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関する認定事業者の方針 .....	9
7. 第三者による認定シンボルの不正使用 .....	11
8. 第三者からの苦情 .....	11
9. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置 .....	11
10. 認定事業者の顧客に対する注意喚起 .....	12
附則 .....	12

## IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針

### 1. 目的

本方針は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下、「IAJapan」という。）によって認定された試験事業者、校正事業者、標準物質生産者及び製品認証機関（以下「認定事業者」という。）が、発行する試験報告書、校正証明書、標準物質認証書及び認証書（以下、「報告書等」という）及びその他の文書、媒体においてIAJapanの認定シンボルを適切に使用・管理するため、及び認定の地位を適切に表明するための遵守事項を定める。

### 2. 適用範囲

この文書は次の認定プログラムに適用する。

- (1) 計量法に基づく校正事業者登録制度・認定プログラム（以下「JCSS」という。）
- (2) 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度・認定プログラム（以下「JNLA」という。）
- (3) 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）

### 3. 引用規格、規程等

この文書では、次に掲げる規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。

JCSS 登録の一般要求事項 (JCRP21)

JNLA 認定の一般要求事項 (JNRP23)

ASNITE 試験事業者 認定の一般要求事項 (TERP21)

ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項 (TIRP21)

ASNITE 校正事業者 認定の一般要求事項 (CARP21)

ASNITE 標準物質生産者 認定の一般要求事項 (RMRP21)

ASNITE製品認証機関 認定の一般要求事項 (PCRP21)

JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004) 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17011:2018 (ISO/IEC 17011:2017) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する要求事項

IAF/ILAC A5:11/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004

IAF/ILAC A3:01/2018 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Template report for the peer evaluation of an Accreditation Body based on ISO/IEC 17011:2017

IAF ML 2:2016 General Principles on the Use of the IAF MLA Mark (Issue 3)

ILAC-P8:12/2012 ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement) : Supplementary Requirements and Guidelines for the Use of Accreditation Symbols and for Claims of Accreditation Statues by Accredited Laboratories and Inspection Bodies

ILAC-R7:05/2015 Rules for the Use of the ILAC MRA Mark

#### 4. 用語の説明

この文書では、ISO/IEC 17000及び関連する認定プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、次の用語を定義し適用する。

##### 4.1 IAJapan認定機関ロゴ

IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。国内商標登録及び国際登録で保護されており、IAJapanが発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。

IAJapan認定機関ロゴを図1に示す。



図1 IAJapan認定機関ロゴ  
(国内商標登録:登録第5745621号)  
(国際登録番号:1264278)

##### 4.2 認定シンボル

認定事業者がその認定の地位を示すことに用いるために、IAJapanによって交付されるシンボル。4.1で規定される認定機関ロゴに、4.5で定める認定識別を加えた一体のもので構成される。なお、法令で標章が定められている認定プログラムにあつては、標章と認定シンボルを組み合わせたものを指す。

##### 4.3 相互承認マーク(ILAC MRAマーク、IAF MLAマーク)

国際試験所認定協力機構(International Laboratory Accreditation Cooperation: 略称ILAC、以下「ILAC」という。)又は国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, Inc.: 略称IAF、以下「IAF」という。)が、国際相互承認(MRA/MLA)の参加メンバーにその使用を認めている相互承認マーク。ILAC MRAマークはILAC-R7文書、IAF MLAマークはIAF ML2文書でマークのデザイン、カラー、使用ルール等が規定され、国際商標登録されている。相互承認マークは、ILAC又はIAFから電子的画像データとしてIAJapanに提供される。図2にILAC MRAマークを示す。ILAC MRAマークはBlue version の他、Black versionがある。また、図3にIAF MLAマークを示す。



図2 ILAC MRAマーク(Blue version)  
(国際登録番号:840857)

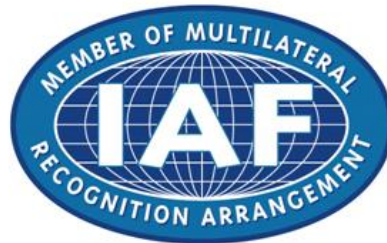


図3 IAF MLAマーク  
(国際登録番号:0848938)

#### 4.4 MRA/MLA組み合わせ認定シンボル

ILAC又はIAFの相互承認マークの使用ルールに基づき、相互承認マークと認定シンボルとを組み合わせたシンボル。認定事業者が発行する報告書等に使用することができる。

IAJapanには、ILAC又はIAFとの取り決めにより、組み合わせ認定シンボルについて認定事業者の使用を許可する権利が与えられている。

#### 4.5 認定識別

認定識別は認定された適合性評価活動の種類に応じて、認定プログラムの名称と認定事業者が付与される固有の番号の組み合わせと付加情報との組み合わせで表記される。

認定識別の付し方については表1を参照。

#### 4.6 清刷

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成されたMRA/MLA組み合わせ認定シンボルの電子的画像データ。清刷は、認定証の発行後に認定事業者提供される。

### 5. 認定シンボルについて

#### 5.1 基本事項

認定シンボルには認定機関ロゴと同じデザインの図柄を含むため、同図柄の下に、“Accredited”(“認定されている”旨を示す)、及び認定された適合性評価機関の種別ごとの

認定識別を付した一体の表示をするものとする。

## 5.2 認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別

### 5.2.1 認定識別の付し方は以下のとおりである。

#### (1)JNLAの場合

認定識別として、その頭に“JNLA”を付した後に西暦の下2桁の番号を付し(ただし、1997～1999年はZ7～Z9とする。)、更に、0100から始まる4桁の番号を用いて次の例により付し、事務所の所在する国名コードを、JIS X 0304に従って2桁で付し、最後に付加情報として“Testing”を付す。なお、西暦を表す数字は発行日に基づく。

【例】1997年に日本国内に所在する事務所に対して本制度に基づいて1番目に認定した試験事業者の認定識別は「JNLA Z70101JP Testing」とする。

#### (2)JCSSの場合

認定識別は、その頭に“JCSS”を付し、0010から始まる4桁の番号と次に示す付加情報の組み合わせとする。

- ①校正機関としての認定 : Calibration
- ②標準物質生産者としての認定 : RMP

#### (3)ASNITEの場合

認定識別は、その頭に“ASNITE”を付し、0001から始まる4桁の番号と次に示す認定された分野の付加情報の組み合わせとする。

- ①校正機関としての認定 : Calibration
- ②製品認証機関としての認定 : Product
- ③標準物質生産者としての認定 : RMP
- ④試験所としての認定 : Testing

また、同一適合性評価機関が同一認定分野において異なるマネジメントシステムを運営している場合、上述の識別に任意の識別を追加して、これを付加情報として適合性評価機関を識別する。

(例: Calibration-phy、Calibration-che)

5.2.2 認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別と対応する国際・地域相互承認は表1のとおり。

表1

認定プログラム (対象適合性評価機関)	認定識別の表記	対応する国際・地域相互承認
JCSS(校正事業者)	JCSS 0000 Calibration	ILAC MR A
JCSS(標準物質生産者)	JCSS 0000 RMP	APAC MR A(組み合わせマークは対象外)*
JNLA(試験事業者)	JNLA 000000 XX Testing (00は西暦の下2桁、XXは国名コード、日本はJP)	ILAC MR A
ASNITE(試験事業者)	ASNITE 0000 Testing	ILAC MR A
ASNITE(校正事業者)	ASNITE 0000 Calibration	ILAC MR A
ASNITE(標準物質生産者)	ASNITE 0000 RMP	APAC MR A(組み合わせマークは対象外)*
ASNITE(製品認証機関)	ASNITE 0000 Product	IAF ML A

\* APAC: Asia Pacific Accreditation Cooperation(アジア太平洋認定協力機構)

### 5.3 認定シンボルの使用例

IAJapanと認定契約を締結した認定事業者が使用できる、認定シンボル及び認定シンボルとILAC MR Aマーク又はIAF ML Aマークを組み合わせた使用例を図4から図11に示す。



図4 JCSS/ILAC MR A組み合わせ認定シンボル



図5 JNLA/ILAC MR A組み合わせ認定シンボル



図6 ASNITE/ILAC MRA組み合わせ認定シボル(ASNITE試験事業者の例)



図7 ASNITE/ILAC MRA組み合わせ認定シボル(ASNITE校正事業者の例)



図8 JCSS標準物質生産者の認定シボル



図9 ASNITE標準物質生産者の認定シボル





図10 ASNITE/IAF MLA組み合わせ認定シンボル(ASNITE製品認証機関の例)



図11 ASNITE製品認証機関の認定シンボル

## 6. 認定シンボルの使用・管理及び認定の地位の主張に関する認定事業者の方針

### 6.1 一般

認定事業者は、報告書等への認定シンボルの付記及び認定の地位の表明の方法、並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における認定シンボルの使用及び認定の引用方法についての管理方針をもたなければならない。

### 6.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針

6.2.1 認定事業者は、認定証の発行後に認定機関から提供される認定シンボルの清刷(画像データ)を適切に管理し、清刷を元に認定事業者が使用する認定シンボルを複製、管理しなければならない。他の文書等にある認定シンボルのコピーを使用してはならない。

6.2.2 認定事業者は、認定シンボル付きの報告書等を発行する場合には、その様式(英語による報告書等の発行を希望する場合は、英語による様式を含む)を事前に認定機関に届出なければならない。

6.2.3 認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用する場合は、製品、プロセス又はサービス(又はその一部)が認定機関によって認証又は承認されたと暗示するような使用をしないこと。認定事業者の責任の下で発行されていることを明確にするため、可能な限り認定事業者のロゴマーク又は事業者の明確な識別とともに使用し、認定シンボルを単独で使用してはならない。

6.2.4 ASNITE 製品認証機関は、図11の認定シンボルを使用すること。認定の範囲内であっても、製品認証機関が発行する認証書に IAF MLA マークを使用してはならない。

6.2.5 JCSS 及び ASNITE の標準物質生産者は、それぞれ図8及び図9の認定シンボルを使用すること。

6.2.6 MRA/MLA組み合わせ認定シンボルを単一色で使用する場合は、使用する色は黒とす

ること。

- 6.2.7 認定シンボルを印刷物、ウェブサイト等に使用する場合に、IAJapanが提供した清刷の複製を使用すること。
- 6.2.8 清刷を使用する場合は、IAJapanが提供した一体の状態で使用し、分解、組み替え等を行って使用してはならない。
- 6.2.9 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。
- 6.2.10 認定シンボルは、通常の水平方向で使用し、回転させてはならない。
- 6.2.11 IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変（例えば、清刷の解像度を低めるなど）を行ってはならない。
- 6.2.12 認定シンボルは、ILAC MRAの文字、IAJapanの文字及び認定識別が読み取れる程度の大きさとする。また認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。
- 6.2.13 印刷物の作成等のため印刷業者等にIAJapanが提供した清刷の複製を提供した場合、提供を受けた印刷業者等が認定事業者と同様に適切に清刷を管理することを確実にすること。
- 6.2.14 認定事業者は、以下の条件を満たす場合に限り、広告物、パンフレット、その他の文書等に、5.で定める認定シンボルを使用してもよい。ただし、その使用に当たっては、事前に認定機関に照会し、承認を得なければならない。
- 1) 認定シンボルは、認定シンボルを説明する文章の中で用いる。
  - 2) 説明する文章の文字の大きさは、読みとれる大きさ以上とする。

注記：広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。

- ・コミュニケーションツール（プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等）
- ・認定事業者の文房具（宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等）
- ・イベントツールとディスプレイ（ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等）
- ・オンラインアプリケーション（ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等）

以下に、名刺に認定シンボルを使用する場合の説明文の例を示す。

“当社〇〇ラボは、国際MRA対応のASNITE認定事業者です。ASNITE XXXX YYYYは、当社〇〇ラボの認定識別です。”

また、広告物、パンフレット、その他の文書等に認定シンボルを使用する場合の説明文の例を以下に示す。

当社は、ISO/IEC 17025 (ISO 17034, ISO/IEC 17065)を認定基準として用い、ISO/IEC 17011に従って認定スキームが運営されている製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE)の下で認定されています。ASNITEを運営している認定機関 (IAJapan) は、アジア太平洋認定協力機構 (APAC) 及び国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認に署名しています。

当社〇〇ラボ (標準物質室、認証室) は、国際MRA対応のASNITE認定事業者です。ASNITE XXXX YYYYは、当社〇〇ラボ (標準物質室、認証室) の認定識別です。

- 6.2.15 認定事業者の認定範囲に明確に含まれていない事務所又は部署は、認定シンボルを使用してはならない。
- 6.2.16 認定事業者の認定が一時停止した場合又は失効した場合（例えば、認定の取消し、認定の縮小）、一時停止又は失効した認定範囲について認定シンボルを継続して使用してはならない。また、それにより影響を受ける顧客に不当に遅滞なく通知しなければならない。
- 6.3 認定の地位の表明に関する認定事業者の方針
- 6.3.1 インターネット、パンフレット又は広告、文書等において認定の地位を主張する場合、次の事項を満足すること。
- 認定され、かつ、認定された範囲内で実施する業務に限り認定の地位を主張すること。
  - IAJapanの信用を落とすような、不評判を招くような方法で認定を主張しないこと。また、認定に関連して、誤解を招く又は正当でないとIAJapanが見なすような主張を行わないこと。
  - 認定シンボルを使用せずに認定の地位を主張する場合には、認定事業者であること及び認定識別を明確にすること。
  - 認定が取り消された場合又は認定にかかる事業を廃止した場合は、直ちにすべての認定の地位の主張をやめること。
  - IAJapanによって製品認証されている、または製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定の地位を主張しないこと。
  - 認定の地位の主張について、その内容を事前に認定機関に照会し、承認を得ること。
- 6.3.2 認定事業者が認定範囲外の適合性評価活動を実施している場合、その活動による報告書等に認定されている旨を言及してはならない。

## 7. 第三者による認定シンボルの不正使用

認定事業者は、第三者によって認定シンボルが不正に使用された場合は、認定機関と密に連絡し、そのような第三者に対し執られるすべての処置について協力しなければならない。

また、認定事業者が法的処置を起こすことを決定した場合は、認定機関に書面により通知し承認を得なければならない。さらに、その後のいかなる法的処置においても関与する機会を認定機関に与えなければならない。

## 8. 第三者からの苦情

認定事業者は、第三者からの認定シンボル使用に関するすべての苦情について、速やかに認定機関に報告しなければならない。

## 9. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置

認定機関は、認定事業者による認定シンボルの不正使用が発覚した場合、それが同事業者の故意によるものである場合は認定の取消し、認定シンボルの使用取消し措置を講じる。

また、不正使用が同事業者の過失によるものである場合には、認定シンボルの使用を一時停止するとともに書面により是正処置を要求する。

是正処置を要求された認定事業者は、可及的速やかに認定シンボルの使用を一時停止し、また、認定シンボルの使用再開のために必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までに認定機関に提出しなければならない。是正報告又は是正計画が提出されない場合、認定機関は、認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを執る場合がある。

## 10. 認定事業者の顧客に対する注意喚起

10.1 認定事業者は、自身の顧客に対して、認定シンボルを顧客の製品、広告物等に使用してはならないことを徹底するよう注意喚起しなければならない。

特に、JCSS及びJNLAにあつては、登録事業者以外の標章の使用は認められていない。

10.2 認定事業者は、報告書等のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいため禁止されていることを、顧客に対して通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りでない。

### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日より適用する。

### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年1月1日より適用する。

### 附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より適用する。